令和５年２月３日

鹿児島Ｂブロックのタクシー運賃改定「必要」と判定

九州運輸局は、鹿児島Ｂブロック（※１）における法人タクシー事業者の保有する車両数の７０％を超える事業者から運賃変更要請があったことを受け、運賃改定要否について審査した結果、運賃改定が必要と判定しましたので、下記のとおりお知らせします。
今後、運賃改定に係る作業を経て、新運賃の公表を行います。

１．対象地域（運賃適用地域）（※１）
鹿児島県のうち西之表市・熊毛郡・鹿児島郡

２．運賃変更要請の状況（令和５年１月３１日時点）
（１）要請受付期間　令和４年１２月１３日～令和５年３月１２日
（２）要請事業者数　６者（対象地域の法人事業者数　６者）
（３）要請事業者の車両数　１００両（対象地域の総車両数　１００両）
（４）要請率　１００％（車両数ベース）

３．運賃変更要請の概要

普通車	初乗距離	１．３ｋｍ	
	初乗運賃	６８０円	
	加算距離	２２５ｍ	～　２３８ｍ
	加算運賃	８０円	

（要請時上限運賃）

普通車	初乗距離	１．３ｋｍ	初乗運賃	６２０円
	加算距離	２９４ｍ	加算運賃	８０円

※要請の詳細は、九州運輸局ホームページの報道発表よりご確認下さい。

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞
九州運輸局　自動車交通部
旅客第二課：髙田、近藤
電　話０９２－４７２－２５２７

九州運輸局